補助事業評価シート

番号	37	III章	施策23　地域ぐるみの防災対策づくり

補助事業名	各種団体への事業助成 (防火防災協会　3協会)	所管部課	区長室危機管理課	事業開始年度	平成 3　年度
根拠法令(要綱)等	新宿区補助金等交付規則				
19年度決算額 補助率	540,000 円 1防火防災協会あたり18万円	補助対象団体(者)	3防火防災協会		
補助することで達成しようとしている区の目的	区の政策目標である、災害に強い体制づくりを実現することが目的です。				
団体(者)に対する直接の助成目的	防火防災協会が行う、地域住民との協働による地域防火防災活動を支援します。				

補助金の申請

補助金の交付申請にあたって提出する書類･添付書類
･申請書
･歳入歳出予算書
･事業計画書

審査の体制･考え方(区職員による審査又は公募委員を入れての審査、補助金の目的とする具体的な取組内容を記載した事業計画書を提出しているか･どのように審査しているか等)

防火防災協会が実施した前年度の実績内容の報告を確認･審査後、次年度分の補助申請書等を審査し、補助決定通知を行います。

補助金の清算／実績報告

清算/実績報告にあたって提出する書類･添付書類
･歳入歳出決算書
･事業報告書

審査の体制･考え方(清算/実績報告時の審査体制、助成の目的･決定内容に照らして、自己評価･活動成果の公表状況を踏まえ、予定していた目的･成果が達成できたか･どのように審査しているか等)

補助金が目的に沿って適正に執行されているかを、歳入歳出決算書により危機管理課が審査する。また、事業内容が申請内容のとおり実施され、区の目的とする成果を挙げているかを確認しています。

今後の課題

防火防災協会の行う活動のうち、特に地域住民の防災行動力の向上･防災意識の啓発に関わる事業について、区として効果的に補助することが必要です。

補助金の評価

総合評価(A･B･C･D)とその理由

この補助金の総合評価はBです。理由は、春･秋の火災予防運動に伴う各種広報活動の事業補助として適切に活用されており、適切です。

①区と補助対象者との役割分担

区は区民の防災行動力の向上を高める事業への補助･協働を積極的に推進する役割を担い、防火防災協会は区とともに地域住民と協働した防火防災事業を実施する役割を担います。

②目標の設定

目的設定は、区民の防火防災啓蒙の観点で、効果的な事業を補助することから、区民ニーズを踏まえたもので適切です。

③代替手段･効率性

防火防災協会の実施する補助事業は、地域防災力の向上･区民の防災意識の普及･啓発に寄与する事業であり、今後も区として支援していくことが必要です。

④目標の達成状況

補助事業については、地域住民との協働による地域防災防火活動を対象としており、目標は達成されています。

今後の改革方針

今後も区は防火防災協会と協議して、区民に対する効果的な事業推進を図ることが必要です。また、区の施策とリンクした事業展開ができるよう、意見交換の場を増やすとともに区の要望についても積極的に要望していきます。